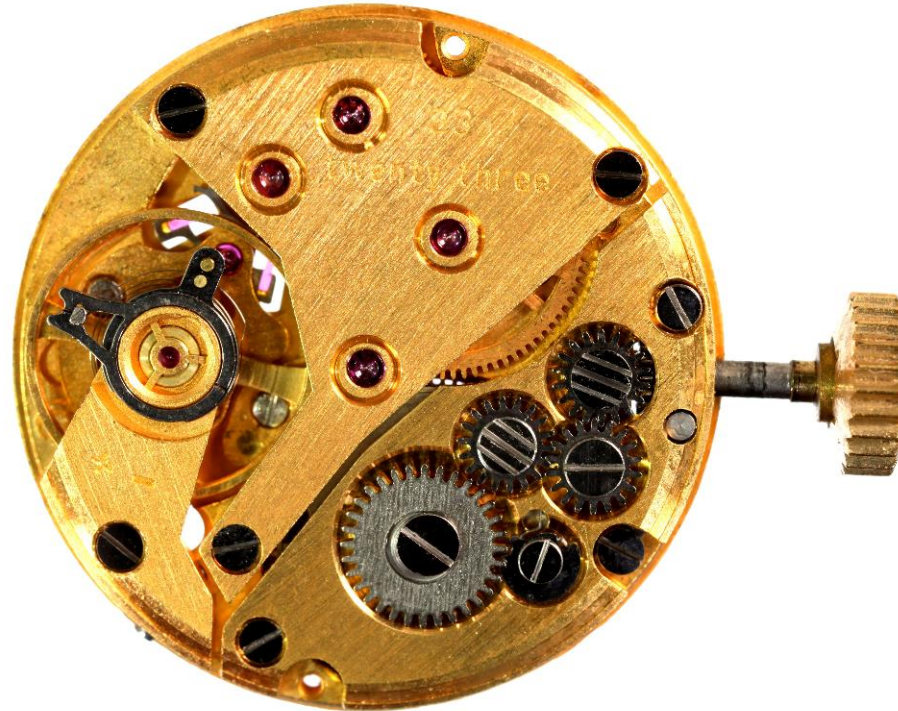




IASBは、IFRS第17号公表への道筋を開いた。 最後の整理論点およびガイダンス

目次

- 2017年2月22日のIASB会議のハイライト
- IASBスタッフの分析、IASBの審議内容および暫定決定事項
- 次のステップ

2017年2月22日のIASB会議のハイライト

保険契約を審議する最後の会議

- IASB議長は、IFRS第17号の公表前に審議会が保険契約を議論する最後の機会だと強調した。

契約上のサービスマージン（CSM）の変更

- IASBは、保険負債のどの変動をCSMで調整し、どの変動を純損益に認識するかを決定するアンロッキングに関する一連の当初の原則に対する新たな変更について賛成した。
- 新たな決定事項は、BBAとVFAの両方に関するアンロッキングのルールを修正することで、線引きを明確化することを試みている。
- 実績調整およびCSMのアンロッキングの取扱を明確化するこの3度目かつ最後の試みの結果として、いくつかの関連する定義も明確化された。

価格設定が規制の影響を受ける保険契約のグルーピング

- IASBは、同じポートフォリオの契約に関し予想される利益が価格設定に対する規制上の制約により、大きく異なる水準となる場合、一般的な集約原則の例外として、保険者がそれらを一緒のグループとすることを許容することに同意した。

外部レビュー

- 外部の編集レビューから生じたその他の36個の整理論点に対する解決策は全員一致で承認された。

契約上のサービスマージンの変更

スタッフの分析

実績調整と将来キャッシュ・フローの見積りへの影響

IASBの目的は、保険金が予想よりも早くまたは遅くに発生した場合に、実績調整の影響と将来キャッシュ・フローの見積りへの影響によって当期に利得または損失を認識する一方、将来期間に結果としての損失または利得を認識することを回避することである。

現在の暫定決定事項 (2016年11月)

実績調整 + 関連する将来キャッシュ・フローの現在価値の変動 (一緒に) ⇨ 純損益に認識

- しかし、スタッフは、実績調整と見積将来キャッシュ・フローの間の相殺し合う相関が存在しない多くの保険契約があることを識別した。そのような状況の識別を要求することは、過度の運用上の複雑さを作り出すであろう。
- そのため、保険者に実績調整と関連する将来キャッシュ・フローの現在価値の変動を一緒に測定することを要求した2016年11月の暫定決定事項を取り下げるのがより適切であるとスタッフは考える。

契約上のサービスマージンの変更

スタッフの分析

実績調整の定義

現在の暫定決定事項

実績調整は以下の差額である。

- 予想発生保険金および費用
- 実績発生保険金および費用

- この定義は投資要素を除外していない
- スタッフは、払戻の遅れまたは促進により、関連する期間の利得または損失が（純損益に）生じ、それは自動的に将来の期間においてCSMの解放を通してオフセットされると考える。
- 従って、投資要素の変動は、純損益に表示される実績調整としてみなされるべきではない。

契約上のサービスマージンの変更

スタッフの提案

- 一般モデルで測定される契約について – 非金融リスクから生じる将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りのすべての変動はCSMに対する修正とされる。
- 変動手数料アプローチで測定される契約について – 将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変動のうち、基礎となる項目に関連せず、非金融リスクから生じるものは、CSMに対する修正とされる。
- CSMに対する修正とされる見積りの変動には、実績調整によって直接に生じた変動が含まれる。これには2つの例外がある。(i)当該変動が発生保険金に関するものである場合、および (ii) 不利なグループの損失を引き起こすまたは損失要素が逆転する場合である。
- 実績調整の定義を改訂して、投資要素を除外する。
- 保険契約のグループについて各期に純損益に認識するCSMの金額は、当該期間の期首現在のCSMの帳簿価額に対しての他のすべての修正を行った後のCSMの帳簿価額を配分することによって決定される。

契約上のサービスマージンの変更

IASBの議論と暫定決定事項

一般モデル – 実績調整によって直接的に生じる将来キャッシュ・フローの見積りの変更

- スタッフの提案は全般的に支持された。
- ある理事は過去の議論を踏まえ、完璧な解決策は存在しないと述べた。
- 別の理事はスタッフの提案は簡潔で容易に理解できる解決策だと見解を述べた。

一般モデル – 当該期間に提供したサービスを反映する純損益に認識する金額の決定

- ある理事はスタッフの提案に反対した。なぜなら、保険契約収益に認識される金額に不整合が生じ、利益に重大な影響があると考えたからである。他の理事は、個人的にスタッフの提案を支持しているようであった。
- ある理事は、期中財務報告後に見積りを変更した場合の取り扱いについて明確すべきと述べた。

契約上のサービスマージンの変更

IASBの議論と暫定決定事項

実績調整の定義

- スタッフの提案は全般的に支持された。
- 何人かの理事は、実績調整の定義を修正する文言は改善の余地がある分野を識別した。
- スタッフは理事会の後、これらの提案を最終ドラフトで考慮する。

VFAで測定される契約

- この提案について、理事会の議論はなかった。

暫定決定

- 12人の理事全員がスタッフの提案に賛成した。

価格設定が規制の影響を受ける保険契約についてのグルーピングの狭い範囲の適用免除

スタッフの分析

2016年1月の決定: 規制により保険料や給付が制限される場合でも、集約のレベルに例外を設けない。

- 2016年1月の集約のレベルに関する審議会の決定から**重要な変更**が行われた。
- この最近の決定に基づくと、ある特性をもつ保険契約者に対する損失は即座に認識される一方で、異なる特性をもつ保険契約者に対してはカバー期間にわたり収益が認識される。
- オブザーバーは、2つのグループが同じポートフォリオに含められ、それぞれのリスクがそのポートフォリオの中でプールされている場合には説明が難しいであろうと指摘した。

価格設定が規制の影響を受ける保険契約についてのグルーピングの狭い範囲の適用免除

スタッフの提案

- 企業は、ポートフォリオを契約のグループ（当初に不利であるグループ、不利となる可能性が著しく高くはないグループ、及びその他の契約）に分割するという要求を、次の場合に、かつ、次の場合にのみ免除される。その場合とは、保険契約者の特性に応じて様々な価格や給付水準を設定する実務上の能力を法律または規制により制限されている場合である。
- これに該当する場合には、企業はそれらの契約を同一のグループに含めることができ、その旨を開示しなければならない。
- この免除規定は、規制の影響を受ける他の取引に類推によって拡張すべきではない。

価格設定が規制の影響を受ける保険契約についてのグルーピングの狭い範囲の適用免除

IASBの議論と暫定決定

- 記述されている範囲の状況下におけるスタッフの提案は、全般的に支持された
- ある理事は、規制の要求が法域により異なるために、あまりに詳細なガイダンスを提供することに懸念を示した。

暫定決定

- 11人の理事はスタッフの提案に賛成し、1人の理事は反対票を投じた。

外部レビューへの対応

スタッフの分析

- 14の論点が理事および外部レビューアーから提示され、スタッフによりIFRS第17号ドラフトへの変更が提案された。前述の2論点に加え、デロイトはさらに3論点についてコメントしている。
- IFRS第17号ドラフトに対して受け取ったコメントにより、スタッフは15か所の明確化を提案した。デロイトはこれら論点のうち6つにコメントしている。
- 既にIASBで検討済みであることを理由に、スタッフは更なる9論点については提案として採り上げなかった。デロイトは、これらのうち2つにコメントしている。

外部レビューへの対応

IFRS第17号ドラフトからの変更の提案

- 相互扶助 – 分析
 - 契約条件に従い、他の保険契約への支払または受取を伴う保険契約の会計処理方法のガイダンスが要望されている。
- 相互扶助 – 提案
 - 1年以内に発行された契約のみでグループ化しなければならないという要求事項と相互扶助の要求事項との関係は、結論の根拠において明確化する。

外部レビューへの対応

IFRS第17号ドラフトからの変更の提案

- 保険料配分アプローチ：投資要素 – 分析
 - 保険料配分アプローチは投資要素を含む契約には適用されないという要求事項を削除すべきとの意見がある。
- 保険料配分アプローチ：投資要素 – 提案
 - 保険料配分アプローチのもとでの収益についても、一般モデルと同じ方法で、投資要素を分解する。

外部レビューへの対応

IFRS第17号ドラフトからの変更の提案

- 契約の境界：不整合の除去とリスク評価の頻度 – 分析
 - リスクを完全に反映する価格または給付水準を設定することができる場合に、カバーまたは他のサービスを提供する実質的な義務は終了する。
- 契約の境界：不整合の除去とリスク評価の頻度 – 提案
 - 実質的な権利と義務についての状況の変化による影響を含めるため、企業は契約の力
バー期間にわたり、各報告期間において契約の境界を再評価しなければならない。

外部レビューへの対応

IFRS第17号ドラフトからの変更の提案

- 集約の単位: Day1におけるグループの決定 – 分析
 - 当初認識時に不利なすべての契約を別なグループで捉えるために、個別契約単位で最良推計負債およびリスク調整を計算する必要性について、IFRS第17号ドラフトは曖昧であった。
- 集約の単位: 認識の中止におけるリサイクリング – 提案
 - CSMのある契約とCSMのない契約（すなわち、Day1で個々に不利である契約）がグループに混在していないことが確認し得る限り、保険者が当初認識時に個別契約の最良推計負債およびリスク調整を計算する必要性がないことをIFRS第17号において明確化する。
 - 保険者がこの目的を達成する手段を有していないならば、Day 1におけるグループを決定するために、個別契約の最良推計負債およびリスク調整を計算しなければならない。
 - Day 1における損益相殺の禁止はIFRS 第17号における重要な特徴である

外部レビューへの対応

IFRS第17号ドラフトからの変更の提案

- 集約の単位：認識の中止におけるリサイクリング – 分析
 - IFRS第17号ドラフトは、保険契約の認識の中止における累積OCI残高のリサイクリングの手順を対象にしておらず、この手順を整理する必要がある。
- 集約の単位：認識の中止におけるリサイクリング – 提案
 - OCIによる解決策が用いられた場合、IFRS第17号におけるリサイクリングの手順は2通りある：
 1. 実効利回りまたは予定利回りアプローチを適用している場合には、グループに対して過去に認識したOCI残高を純損益にリサイクリングする。
 2. 簿価利回りアプローチを適用している場合には、グループに対して過去に認識したOCI残高を純損益にリサイクリングしてはならない。

外部レビューへの対応

IFRS第17号ドラフトからの変更の提案

- VFAの要件 – 分析

- 「契約条件」に基づいて基礎となる項目の特定されたプールを識別することとされているために、IASBの決定に従い、契約上の義務に法律および規制が含まれるというガイダンスを追加し、IFRS第17号においてVFAの1つ目の要件をより明確化することを、複数のレビュアーが提案した。

- VFAの要件 – 提案

- IFRS第17号の最終文書では“契約、法律または規制から生じる”保険者の権利と義務とするガイダンスを基準全体に適用させる。
- ガイダンスはIFRS第15号と一貫するものとする。
- 2017年2月開催のIASB会議のペーパー2Cに、付録Bの最新修正文案が抜粋されている。

外部レビューへの対応

IFRS第17号ドラフトからの変更の提案

- VFAに関する単純化した移行アプローチ – 分析
 - 複数のレビューアが、過去期間の修正再表示が実務上不可能な場合の、VFAにおける単純化した移行アプローチを明確化することを提案した。
- VFAに関する単純化した移行アプローチ – 提案
 - C16項の新しい文案がペーパー2CのB9に示されている。
 - ガイダンスは、移行日（すなわち、暦年で報告する企業における2020年1月1日）における基礎となる項目の公正価値をどのように用いるかを明確化している。そこでは、基礎となる項目を減少させない過去のキャッシュ・アウトフローのみを加算する必要があり、また、当初認識時から移行日までのCSMの解放額についての単純化した計算方法が示される。

外部レビューへの対応

IFRS第17号ドラフトからの変更の提案

- カバー単位 – 分析
 - 複数のレビューアーが、この重要な概念の定義を含めることと、根底にある原則の一貫した適用を確実にするガイダンスを追加することを提案した。
- カバー単位 – 提案
 - グループにおけるカバー単位の数は、契約に基づいて提供される給付の量と予想される期間を各契約ごとに考慮して決定される、**グループの中の契約が提供するカバー金額である。**

外部レビューへの対応

IFRS第17号ドラフトからの変更の提案

- インフレーションについての仮定 – 分析
 - 複数のレビューアーが将来のインフレに関する仮定の性質が曖昧であることを指摘した。
 - これは、非金融変数のみがCSMのアンロックにおいて考慮される一方、金融変数はVFAにおいて識別された基礎となる項目を構成するものでない限りCSMをアンロックしないため、重要である。
 - 他の全てのケースにおいて、金融変数より生じる変化は純損益かその他の包括利益に計上される。
- インフレーションについての仮定 – 提案
 - インフレーションの仮定が、価格か利率の指標に基づくものか、インフレーションにリンクしたリターンが生じる資産の価格に基づくものであれば、それは金融上の仮定となる。
 - インフレーションの仮定が、特定の価格の変化に関する企業の予測に基づくものであれば、それは非金融上の仮定となる。

外部レビューへの対応

IFRS第17号の最終文書において“非対応”とする提案

- CSMに対するロックイン利率 – 分析
 - 複数のレビューアーが、VFA以外で会計処理される契約のCSMについて、当初認識時の割引率を用いて貨幣の時間価値を反映しなければならないことに同意しなかった。
 - IFRS第17号は、CSMのアンロック調整の全てにおいて、報告日時点の割引率ではなく当初認識時の割引率を用いて算定することも要求している。
- CSMに対するロックイン利率 – 提案
 - CSMの残高は将来キャッシュフローではないことから、変更は行われない。
 - Day1にCSMとして算定された金額は、VFAでない限り、割引率の変化によって見直しされることは無い。

外部レビューへの対応

IFRS第17号の最終文書において“非対応”とする提案

- IFRS第17号を相互会社に適用するためのガイダンス – 分析
 - 複数のレビューアーが相互会社に対する特定のガイダンスを要求した。
- CSMに対するロックイン利率 – 提案
 - 取引を生み出す企業ではなく、取引の会計処理のガイダンスに重点を置くというすべてのIFRSにおけるアプローチに則り、特定のガイダンスは追加されない。
 - IFRS第17号が公表された後、教育イニシアチブと拘束力のない適用ガイダンスの必要性が検討される。

外部レビューへの対応

IASBの審議内容と暫定決定事項

- スタッフは、審議会がスタッフ提案に同意するかどうかについての一般的な質問のみを実施し、審議会の理事により要求された場合にのみ論点は議論された。
- スタッフ提案は全般的に支持された。しかし数名の理事たちは、提案された文案が改善されうる領域を識別した。特に相互扶助、VFAの要件および「契約条項」の意味に関する文案である。

暫定決定事項

- 審議会の12名すべての理事は、残存する整理論点に関するスタッフ提案に同意した。審議会の理事達は、将来の会議において検討する他のトピックを挙げなかった。

保険契約

次のステップ

- スタッフは、今月の会議での決定をIFRS第17号の投票用草案に反映するよう文案作成プロセスを継続する。
- スタッフは、2017年前半にIFRS第17号を公表することを予定している。
- 今週公表されたIASBワークプラン（訳注1）では、2017年5月が予想公表日であることを示している。

（訳注1） 2017年3月23日時点のIASBワークプラン

コンタクトの詳細

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 fnagari@deloitte.co.uk

Keep connected on IFRS Insurance by:

[Follow](#) my latest **LinkedIn**® posts

Follow me on  @Nagarif

[Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on



[Connect](#) to IFRS Insurance **LinkedIn**® Group for all the latest IFRS news

Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) to your internet favourites www.deloitte.com/i2ii

